

東海旅客鉄道株式会社 I C カード乗車券運送約款の一部改正（TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者の追加に伴う改正）

現行		改正	
別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者		別表第5（第44条）TOICA乗車券による乗車等の取扱いを行う交通事業者	
鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、阪神電気鉄道株式会社、大阪 <u>高速鉄道株式会社</u> 、北大阪急行電鉄株式会社（中略）、神戸電鉄 株式会社、 <u>北神急行電鉄株式会社</u> 、叡山電鉄株式会社（中略）、 熊本電気鉄道株式会社	鉄道事業者	北海道旅客鉄道株式会社（中略）、阪神電気鉄道株式会社、大阪 <u>モノレール株式会社</u> 、北大阪急行電鉄株式会社（中略）、神戸電 鉄株式会社、叡山電鉄株式会社（中略）、熊本電気鉄道株式会社
バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）、関東鉄道株式会社、関鉄観光株 式会社、関鉄グリーンバス株式会社（中略）、富士急湘南バス株 式会社、富士急 <u>山梨</u> バス株式会社、富士急シティバス株式会社 （中略）、岩手県交通株式会社、名古屋市交通局（中略）、阪急バ ス株式会社、 <u>阪急田園バス株式会社</u> 、神鉄バス株式会社（中略）、 大阪シティバス株式会社、エイチ・ディー西広島株式会社（中 略）、江田島バス株式会社、西日本鉄道株式会社（中略）、九州急 行バス株式会社、九州産交バス株式会社（中略）、さいかい交通 株式会社	バス事業者	イーグルバス株式会社（中略）、関東鉄道株式会社、関鉄観光 <u>バ ス株式会社</u> 、関鉄グリーンバス株式会社（中略）、富士急湘南バ ス株式会社、富士急バス株式会社、富士急シティバス株式会社 （中略）、岩手県交通株式会社、 <u>蒲原鉄道株式会社</u> 、名古屋市交 通局（中略）、阪急バス株式会社、神鉄バス株式会社（中略）、大 阪シティバス株式会社、 <u>淡路交通株式会社</u> 、 <u>伊丹市交通局</u> 、 <u>南海 りんかいバス株式会社</u> 、 <u>和歌山バス株式会社</u> 、 <u>和歌山バス那賀 株式会社</u> 、 <u>広島電鉄株式会社</u> 、エイチ・ディー西広島株式会 社（中略）、江田島バス株式会社、 <u>廿日市交通株式会社</u> 、西日本鉄 道株式会社（中略）、九州急行バス株式会社、 <u>長崎県交通局</u> 、 <u>長 崎県央バス株式会社</u> 、 <u>西肥自動車株式会社</u> 、 <u>させぼバス株式会 社</u> 、九州産交バス株式会社（中略）、さいかい交通株式会社

附則
この通達は、令和2年6月28日から適用する。ただし、関鉄観光バス株式会社に係る改正は平成30年3月16日から適用、広島電鉄株式会社に係る改正は平成30年3月17日から適用、富士急バス株式会社に係る改正は令和元年5月24日から適用、阪急田園バス株式会社に係る改正は令和元年6月30日から適用、蒲原鉄道株式会社に係る改正は令和元年10月1日から適用、南海りんかいバス株式会社に係る改正は令和2年3月14日から適用、伊丹市交通局に係る改正は令和2年3月23日から適用、廿日市交通株式会社に係る改正は令和2年3月29日から適用、淡路交通株式会社、和歌山バス株式会社及び和歌山バス那賀株式会社に係る改正は令和2年4月1日から適用、大阪モノレール株式会社及び北神急行電鉄株式会社に係る改正は令和2年6月1日から適用、長崎県交通局及び長崎県央バス株式会社に係る改正は令和2年6月21日から適用する。